

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
の翌日)
(当日は、そ
の翌日)

◇ 告 示

目 次

- 健康保険法による保険医の登録
- 鶏等の移入を禁止する区域の指定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可

◇ 教 委 告 示

臨時教育委員会の招集

鳥取県農業改良普及員資格試験等の合格者

告 示

鳥取県告示第九百五十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
飯 塚 保 夫	鳥医第一、七三三号	昭和四十七年十一月八日
天 工 厚 子	一、七三四号	

深田倍行	"	一、七三五号	"
伊藤本	"	一、七三六号	"
秦正	"	一、七三七号	"
木田節子	"	一、七三八号	"
荒木和代	"	一、七三九号	"
宮岡なおみ	"	一、七四〇号	"
梶谷桂子	"	一、七四一号	"

鳥取県告示第九百五十六号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、鶏若しくはあひる若しくはこれらの死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

香川県香川郡塩江町

鳥取県告示第九百五十七号

昭和四十七年十月十九日付で羽合土地改良区から申請のあった新たに行なおうとする土地改良（長瀬地区かんがい排水及びこれにあわせて行なう

農道整備）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡羽合町大字長瀬一九五四番一

羽合土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十八号

昭和四十七年三月三十日付で東伯郡大栄町大字由良宿八〇三番地一高尾土地改良区から申請のあった西高尾地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定の

例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

鳥取県告示第九百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十七年九月二十九日付で西伯郡名和町大字御来屋一二番地真島武男ほか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良(光徳地区農林漁業用揮発油稅財源身替農道整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法第八十七条第四項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良(光徳地区農林漁業用揮発油稅財源身替農道整備)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月二十五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十七年八月二十八日付で西伯郡岸本町久古三〇一番地西郷史郎ほか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良(岸本地区基幹農道舗装)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法第八十七条第四項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良(岸本地区基幹農道舗装)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月二十五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十一号

昭和四十七年十月三十日付で三朝町長から申請のあつた土地改良(本泉地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十二号

昭和四十七年十月十一日付で郡家町長から申請のあつた土地改良(麻生地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十三号

昭和四十七年十月三十日付で米子市長から申請のあつた土地改良(夜見地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五

項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十四号

昭和四十七年十月三十日付で三朝町長から申請のあつた土地改良(大瀬地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十五号

昭和四十七年十一月六日付で大栄町長から申請のあつた土地改良(西穂波地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十六号

昭和四十七年十月三十日付で三朝町長から申請のあつた土地改良（小河内地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十七号

昭和四十七年十一月六日付で赤碓町長から申請のあつた土地改良（松ヶ丘地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十八号

日吉津村長から申請のあつた村営土地改良（日吉津地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十一月

二十一日認可したので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法第九十六条の二第七項の規定の例により告示する。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百六十九号

日吉津村長から申請のあつた村営土地改良（今吉地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十一月二十一日認可したので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法第九十六条の二第七項の規定の例により告示する。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百七十号

中山町長から申請のあつた町営土地改良（報国地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十一月二十一日認可したので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法第九十六条の二第七項の規定の例により告示する。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百七十一号

太山町長から申請のあつた町営土地改良（種原地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十一月二十一日認可したので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法第九十六条の二第七項の規定の例により告示する。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、気高都市計画土地地区画整理事業を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画を定める土地の区域

砂丘土地地区画整理事業

気高郡気高町大字浜村字北短尾、字西浜及び字短尾、大字八幡字新田東立、字新田南立及び字新田西立並びに大字八束水字短尾

二 都市計画の案の縦覧場所

気高郡気高町大字浜村二八二番一

気高町役場

三 縦覧期間

昭和四十七年十一月二十四日から昭和四十七年十二月七日まで

鳥取県告示第九百七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、気高都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画を変更する土地の区域

三・四・二号 砂丘一号線

変更する部分

気高郡気高町大字浜村字西浜、字北短尾及び字短尾並びに大字八幡字新田南立及び字新田東立

追加する部分

気高郡気高町大字八幡字新田西立及び大字八束水字短尾

二 都市計画の案の縦覧場所

気高郡気高町大字浜村二八二番一

気高町役場

三 縦覧期間

昭和四十七年十一月二十四日から昭和四十七年十二月七日まで

鳥取県告示第九百七十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年五月二十日 鳥取県指令受都計第九十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字高木及び大覚寺

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉成二三五

鳥取エフワン株式会社

代表取締役 吉岡利固

鳥取県告示第九百七十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に

規定する道路の位置を昭和四十七年十一月二十四日次のとおり指定したの
で、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定
により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市戎町四七一 日本海信販株式会社 取締役社長 矢谷 允之	鳥取市長田字最ノ谷一三ノ二	幅員 五・二〇メートル 延長 一三三・七〇メートル

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十七年十一月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和四十七年十一月二十八日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 県立高等学校の設置及び廃止について

(2) その他

公 告

昭和47年10月25日から27日までの間に実施した鳥取県農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和47年11月24日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 農業改良普及員資格試験の合格者

齊藤 哲	岩川 幸治	横山 誠司	船越 恒雄
瀬戸 長生	長谷川繁樹	村田 秀夫	山本 光範
浜本 栄一	中川 昇一	廣原 保	水津 岩男
藤原 明康	徳岡 治子	田中 重勝	建部 美次
- 2 生活改良普及員資格試験の合格者

片山真佐子	澤田 幸子	田口 洋子	明里 典子
福田 益美	古岡 彩子	牧田 紹子	田中 純子
赤木 智子	細田 初代	植田 啓子	齊藤 京子